

## 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社オバタテクニカルスタッフ（以下「甲」という。）と過半数労働代表者（以下「乙」という。）は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

### （対象となる派遣労働者の範囲）

- 第1条 本協定は、派遣先で甲の派遣社員として別表1の業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。
- 2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
  - 3 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。
  - 4 前項に規定する特段の事情には次の各号に掲げるものが該当する。
    - (1) 「派遣先均等・均衡方式」でなければ派遣社員が希望する就業機会を提供できない場合であって当該派遣社員から合意を得た場合。

### （賃金の構成）

- 第2条 対象従業員の賃金は、基本給、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び退職手当とする。
- 第3条 対象従業員の基本給の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各項に掲げる条件を満たした別表1に、対象従業員が勤務する派遣先の事業所所在地に対応する別表2の地域指数を乗じたものとする。  
なお具体的な運用の一部を別表1-2に記載する。
- 2 前項により地域調整をした結果、当該地域の最低賃金額を下回った場合には、最低賃金額を基準値（0年）の額とした上で、当該額に能力・経験調整指数を乗じることにより、一般基本給・賞与等の額を算出する（1円未満の端数切り上げ）。
  - 3 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、「令和5年8月29日職発0829第1号「労働者派遣法第30条の4第1項第2号イの同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額について」」（以下「通達」という。）に定める「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額」（厚生労働省）（以下別添2という。）の次の各号の該当職種とする。
    - (1) 業務の実態を踏まえ最も適合する職種がある場合は小分類
    - (2) 業務の実態から複数の業務に従事する可能性がある場合は中分類
  - 4 通勤手当については、基本給とは分離し、第6条のとおりとする。

5 地域調整については、就業地が所在する地域について局長通達に定める「地域指数」を派遣先事業所を管轄する都道府県単位にて適用する。ただし、ハローワーク単位での「地域指数」を適用しなければ派遣社員が希望する就業機会を提供できない場合であって当該派遣社員から合意を得た場合はこの限りでない。

第4条 対象派遣社員の基本給は、次の各号に掲げる条件を満たしたものとする。

- (1) 前条第1項に規定する「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」と同額以上であること
- (2) 別表3の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること
  - ・Aランク（その職務における上級者）：10年
  - ・Bランク（その職務における中級者）：3年
  - ・Cランク（その職務における初級者）：0年
- (3) 対象従業員の基本給、については、別表3の賃金表に、対象従業員が勤務する派遣先事業所の所在地に対応する別表2の地域指数を乗じたものとする。  
なお具体的な運用の一部を別表3-2に記載する。

2 甲は、第8条の規定による対象従業員の職務評価の結果、同じ職務の内容であったとしてもその経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1～3%の範囲で能力手当を支払うこととする。

また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、派遣社員就業規則第30条に準じて法律の定めにしたがって支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。但し、局長通達に定める1時間につき72円（時間は所定内時間を指す）を上限とする。

第7条 対象従業員の退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、当該額を第3条第1項に規定する「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」に5%を乗じた額（1円未満の端数切り上げ）とする。

（賃金の決定に当たっての評価）

第8条 基本給の決定は、半期ごとに行う職務評価を活用する。職務評価の方法は派遣社員就業規則第29条に定める方法によることとし、その評価結果に基づき、第4条第2項の昇給の範囲を決定する。

(賃金以外の待遇)

第9条 教育訓練（次条の定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とし、社員就業規則第53条及び派遣社員就業規則第53条の規定を準用する。

(教育訓練)

第10条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「教育訓練実施計画」にしたがって、着実に実施する。

(その他)

第11条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、2024年4月1日から2026年3月31日までの2年間とする。

2025年1月10日

2024年3月15日（変更前の協定の成立日）

株式会社オバタテクニカルスタッフ

代表取締役

辰巳 勝美



労働者代表

飯島 貴子



別表1 職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額

								(円)
		基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
		0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
C 事務的職業								
25一般事務員	1,075	1,237	1,357	1,377	1,450	1,580	1,968	
257総合事務員	1,054	1,213	1,330	1,350	1,422	1,549	1,930	
H 生産工程の職業								
54製品製造・加工処理	1,067	1,228	1,347	1,367	1,439	1,568	1,954	
552水産物加工工	1,020	1,174	1,287	1,307	1,376	1,499	1,868	
555野菜つけ物工	1,023	1,177	1,291	1,310	1,380	1,504	1,873	
565プラスチック製品製造工	1,088	1,252	1,373	1,394	1,468	1,599	1,992	
57機械組立の職業	1,100	1,266	1,388	1,409	1,484	1,617	2,014	
572電気機械組立工	1,068	1,229	1,348	1,368	1,441	1,570	1,956	
573電気通信機械器具組立工	1,052	1,211	1,328	1,348	1,419	1,546	1,926	
583電子機器部品組立工	1,025	1,180	1,294	1,313	1,383	1,507	1,877	
61製品検査(金属)	1,081	1,244	1,364	1,385	1,458	1,589	1,979	
611金属材料検査工	1,081	1,244	1,364	1,385	1,458	1,589	1,979	
612金属加工・溶接検査工	1,081	1,244	1,364	1,385	1,458	1,589	1,979	
K 運搬・清掃等の職業								
75運搬の職業	1,169	1,346	1,475	1,497	1,577	1,718	2,140	
753陸上荷役・運搬作業員	1,199	1,380	1,513	1,536	1,617	1,763	2,195	
754倉庫作業員	1,142	1,314	1,441	1,463	1,541	1,679	2,091	
756荷造作業員	1,082	1,245	1,365	1,386	1,460	1,591	1,981	
77包装の職業	1,027	1,182	1,296	1,316	1,385	1,510	1,880	
771製品包装作業員	1,027	1,182	1,296	1,316	1,385	1,510	1,880	
779その他の包装の職業	1,016	1,169	1,282	1,301	1,371	1,494	1,860	
78その他の運搬等の職業	1,121	1,290	1,415	1,436	1,512	1,648	2,053	
781選別作業員	1,116	1,285	1,408	1,430	1,505	1,641	2,043	

別表2 令和4年度職業安定業務統計による地域指数

地域	地域 指數	地域	地域 指數	地域	地域 指數
大阪	108.4			兵庫	102.1
2701 大阪東計	108.8	2713 枚方計	106.2	2801 神戸計	102.7
2702 梅田計	109.4	2715 茨木計	107.0	2802 瀬計	104.3
2703 大阪西計	110.4	2716 河内長野計	105.5	2803 尼崎計	106.7
2704 阿倍野計	106.2	2718 門真計	105.5	2804 西宮計	106.0
2706 淀川計	107.9			2806 加古川計	100.6
2707 布施計	109.1			2807 伊丹計	103.4
2708 堺計	106.6			2808 明石計	102.1
2710 池田計	104.4			2810 西脇計	98.0
2712 藤井寺計	106.8			2820 西神計	100.7

別表3 対象従業員の基本給

職務の内容	等級	(円)		
		Cランク 基本給	Bランク 基本給	Aランク 基本給
<b>C 事務的職業</b>				
25一般事務員		1,075	1,377	1,580
257総合事務員		1,054	1,125	1,291
<b>H 生産工程の職業</b>				
54製品製造・加工処理		1,067	1,140	1,307
552水産物加工工		1,020	1,090	1,250
555野菜つけ物工		1,023	1,092	1,254
565プラスチック製品製造工		1,088	1,162	1,333
57機械組立の職業		1,100	1,175	1,348
572電気機械組立工		1,068	1,140	1,309
573電気通信機械器具組立工		1,052	1,124	1,289
583電子機器部品組立工		1,025	1,095	1,256
61製品検査(金属)		1,081	1,155	1,325
611金属材料検査工		1,081	1,155	1,325
612金属加工・溶接検査工		1,081	1,155	1,325
<b>K 運搬・清掃等の職業</b>				
75運搬の職業		1,169	1,248	1,432
753陸上荷役・運搬作業員		1,199	1,280	1,470
754倉庫作業員		1,142	1,220	1,400
756荷造作業員		1,082	1,155	1,326
77包装の職業		1,027	1,097	1,259
771製品包装作業員		1,027	1,097	1,259
779その他の包装の職業		1,016	1,085	1,245
78その他の運搬等の職業		1,121	1,197	1,374
781選別作業員		1,116	1,192	1,368

別表1-2 岐阜安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額

			基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
1	職種	257	総合事務員	1,054	1,213	1,330	1,350	1,422	1,549	1,930
2	地域調整	大阪	108.4	1,143	1,315	1,442	1,464	1,542	1,680	2,093
3	最低賃金を加味した場合			1,143	1,315	1,442	1,464	1,542	1,680	2,093
4	退職金上乗		5%	1,201	1,381	1,515	1,538	1,620	1,764	2,198

1	職種	779	その他の包装の職業	1,016	1,169	1,282	1,301	1,371	1,494	1,860
2	地域調整	大阪	108.4	1,102	1,268	1,390	1,411	1,487	1,620	2,017
3	最低賃金を加味した場合			1,114	1,283	1,406	1,428	1,503	1,638	2,040
4	退職金上乗		5%	1,170	1,348	1,477	1,500	1,579	1,720	2,142

1	職種	779	その他の包装の職業	1,016	1,169	1,282	1,301	1,371	1,494	1,860
2	地域調整	兵庫	102.1	1,038	1,194	1,309	1,329	1,400	1,526	1,900
3	最低賃金を加味した場合			1,052	1,211	1,328	1,348	1,420	1,547	1,927
4	退職金上乗		5%	1,105	1,272	1,395	1,416	1,491	1,625	2,024

1	職種	61	製品検査(金属)	1,081	1,244	1,364	1,385	1,458	1,589	1,979
2	地域調整	大阪	108.4	1,172	1,349	1,479	1,502	1,581	1,723	2,146
3	最低賃金を加味した場合			1,172	1,349	1,479	1,502	1,581	1,723	2,146
4	退職金上乗		5%	1,231	1,417	1,553	1,578	1,661	1,810	2,254

1	職種	583	電子機器部品組立工	1,025	1,180	1,294	1,313	1,383	1,507	1,877
2	地域調整	兵庫	102.1	1,047	1,205	1,322	1,341	1,413	1,539	1,917
3	最低賃金を加味した場合			1,052	1,211	1,328	1,348	1,420	1,547	1,927
4	退職金上乗		5%	1,105	1,272	1,395	1,416	1,491	1,625	2,024

1	職種	583	電子機器部品組立工	1,025	1,180	1,294	1,313	1,383	1,507	1,877
2	地域調整	大阪	108.4	1,112	1,280	1,403	1,424	1,500	1,634	2,035
3	最低賃金を加味した場合			1,114	1,283	1,406	1,428	1,503	1,638	2,040
4	退職金上乗		5%	1,170	1,348	1,477	1,500	1,579	1,720	2,142

1	職種	612	金属加工・溶接検査工	1,081	1,244	1,364	1,385	1,458	1,589	1,979
2	地域調整	兵庫	102.1	1,104	1,271	1,393	1,415	1,489	1,623	2,021
3	最低賃金を加味した場合			1,104	1,271	1,393	1,415	1,489	1,623	2,021
4	退職金上乗		5%	1,160	1,335	1,463	1,486	1,564	1,705	2,123

(別表1-2参考)

1 各年の数値は、基準値(0年)に賃金構造基本統計調査(産業別)から計算した能力・

経験調整指数を乗じて作成 0年 1年 2年 3年 5年 10年 20年  
100 115.1 126.2 128.1 134.9 147 183.1

2 地域調整をした結果、当該地域の最低賃金額を下回った場合には、最低賃金額を基準値(0年)

の額とした上で、当該額に能力・経験調整指数を乗じることにより、一般基本給・賞与等の額を算出する(1円未満の端数切り上げ)。

別表 3-2 対象従業員の基本給

職種	地域	Cランク			Bランク			Aランク		
		基本給	基本給	基本給	基本給	基本給	基本給	基本給	基本給	基本給
257 総合事務員	大阪	1,201		1,538		1,764				
779 その他の包装の職業	大阪	1,170		1,500		1,720				
779 その他の包装の職業	兵庫	1,105		1,416		1,625				
61 製品検査（金属）	大阪	1,231		1,578		1,810				
583 電子機器部品組立工	兵庫	1,105		1,416		1,625				
583 電子機器部品組立工	大阪	1,170		1,500		1,720				
612 金属加工・溶接検査工	兵庫	1,160		1,486		1,705				

令和 7 年 3 月 17 日

## 協定対象派遣労働者の賃金の額に関する確認書

株式会社オバタテクニカルスタッフは、令和 7 年 1 月 10 日付けで 労働者代表 飯島 貴子 と締結した「労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定」(労使協定の有効期間：令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日) (以下「協定」という。) について、下記のとおり、当該協定に定める協定対象派遣労働者の賃金の額が、職発 0827 第 1 号「令和 7 年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 30 条の 4 第 1 項第 2 号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」」等について」(以下「通達」という。) の第 2 に定める「一般賃金」の額と同等以上であることを確認しました。

事業主名：株式会社オバタテクニカルスタッフ  
代表取締役 辰巳 勝美

記

### 協定対象派遣労働者の賃金額と適用年度ごとの一般賃金の額の比較

#### 1. 一般基本給・賞与等

協定に定める協定対象派遣労働者の基本給・賞与等が、通達第 2 の 1 に定める一般基本給・賞与等と同等以上を確保していることを確認しました。

#### 2. 一般通勤手当

協定に定める協定対象派遣労働者の通勤手当が、通達の第 2 の 2 (1) 「実費支給により「同等以上」を確保する場合」により、一般通勤手当と同等以上を確保していることを確認しました。

(第 6 条の 72 円を 73 円と置き換えた上で、確認しています。)

#### 3. 一般退職金

協定に定める協定対象派遣労働者の一般退職金が、通達の第 3 の 3 (2) 「一般の労働者の退職金に相当する額と「同等以上」を確保する場合」により、一般退職金と同等以上を確保していることを確認しました。

以上

別表1 職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額

(円)

	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
	(0年)	1年	2年	3年	5年	10年	20年
06事務の職業	1,142	1,325	1,420	1,450	1,519	1,706	2,048
034一般事務・秘書・受付の職業	1,088	1,262	1,352	1,382	1,447	1,625	1,951
03401一般事務員	1,082	1,255	1,345	1,374	1,439	1,617	1,940
07199その他の製品製造・加工処理工（金属製品）	1,154	1,339	1,434	1,466	1,535	1,724	2,069
072製品製造・加工処理工（食料品等）	1,103	1,279	1,371	1,401	1,467	1,648	1,978
07201パン・菓子製造工	1,110	1,288	1,380	1,410	1,476	1,658	1,990
07202食肉加工工	1,142	1,325	1,420	1,450	1,519	1,706	2,048
07203水産物加工工	1,071	1,242	1,331	1,360	1,424	1,600	1,920
07204保存食品・冷凍加工食品製造工	1,059	1,228	1,316	1,345	1,408	1,582	1,899
07205弁当・惣菜類製造工	1,139	1,321	1,416	1,447	1,515	1,702	2,042
07206他の食料品製造・加工処理工	1,086	1,260	1,350	1,379	1,444	1,622	1,947
07399その他の製品製造・加工処理工	1,108	1,285	1,377	1,407	1,474	1,655	1,987
074機械組立工	1,134	1,315	1,410	1,440	1,508	1,694	2,033
07401はん用・生産用・業務用機械器具組立工	1,171	1,358	1,456	1,487	1,557	1,749	2,100
07402電気機械組立工	1,107	1,284	1,376	1,406	1,472	1,654	1,985
07403電気通信機械器具組立工	1,084	1,257	1,347	1,377	1,442	1,619	1,944
07404電子応用機械器具組立工	1,134	1,315	1,410	1,440	1,508	1,694	2,033
07405民生用電子・電気機械器具組立工	1,067	1,238	1,326	1,355	1,419	1,594	1,913
07406半導体製品製造工	1,111	1,289	1,381	1,411	1,478	1,660	1,992
07407電球・電子管・電池製造工	1,115	1,293	1,386	1,416	1,483	1,666	1,999
07408電線製造工	1,038	1,204	1,290	1,318	1,381	1,551	1,861
07409電子機器部品組立工	1,059	1,228	1,316	1,345	1,408	1,582	1,899
07410他の電気機械器具組立工	1,135	1,317	1,411	1,441	1,510	1,696	2,035
07411自動車組立工	1,134	1,315	1,410	1,440	1,508	1,694	2,033
07412輸送用機械器具組立工（自動車を除く）	1,120	1,299	1,392	1,422	1,490	1,673	2,008
07505計量計測機器・光学機械器具整備・修理工	1,242	1,441	1,544	1,577	1,652	1,856	2,227
076製品検査工（金属製品）	1,114	1,292	1,385	1,415	1,482	1,664	1,997
07601金属材料検査工	1,106	1,283	1,375	1,405	1,471	1,652	1,983
07602金属加工・溶接検査工	1,116	1,295	1,387	1,417	1,484	1,667	2,001
077製品検査工（食料品等）	1,113	1,291	1,383	1,414	1,480	1,663	1,996
07701食料品検査工	1,121	1,300	1,393	1,424	1,491	1,675	2,010
07702飲料・たばこ検査工	1,062	1,232	1,320	1,349	1,412	1,587	1,904
078製品検査工（金属製品・食料品等を除く）	1,089	1,263	1,354	1,383	1,448	1,627	1,953
07801化学製品検査工	1,170	1,357	1,454	1,486	1,556	1,748	2,098
07802窯業・土石製品検査工	1,164	1,350	1,447	1,478	1,548	1,739	2,087
07803紡織製品・衣服・繊維製品検査工	991	1,150	1,232	1,259	1,318	1,481	1,777
07804木製品・パルプ・紙製品検査工	1,053	1,221	1,309	1,337	1,400	1,573	1,888
07805印刷・製本検査工	1,065	1,235	1,324	1,353	1,416	1,591	1,910
07806ゴム・プラスチック製品検査工	1,041	1,208	1,294	1,322	1,385	1,555	1,867
07905計量計測機器・光学機械器具検査工	1,144	1,327	1,422	1,453	1,522	1,709	2,051
08202ルート配達員	1,225	1,421	1,523	1,556	1,629	1,830	2,196
088その他の輸送の職業	1,189	1,379	1,478	1,510	1,581	1,776	2,132
08804フォークリフト運転作業員	1,191	1,382	1,480	1,513	1,584	1,779	2,135
08899他に分類されない輸送の職業	1,167	1,354	1,451	1,482	1,552	1,743	2,092
15運搬・清掃・包装・選別等の職業	1,158	1,343	1,439	1,471	1,540	1,730	2,076
095荷役・運搬作業員	1,179	1,368	1,465	1,497	1,568	1,761	2,114
09502陸上荷役・運搬作業員	1,233	1,430	1,533	1,566	1,640	1,842	2,211
09503倉庫作業員	1,172	1,360	1,457	1,488	1,559	1,751	2,101
09504梱包作業員	1,110	1,288	1,380	1,410	1,476	1,658	1,990
097包装作業員	1,056	1,225	1,313	1,341	1,404	1,578	1,893
09701製品包装作業員	1,056	1,225	1,313	1,341	1,404	1,578	1,893
09702ラベル・シール・タグ付け作業員	1,048	1,216	1,303	1,331	1,394	1,566	1,879

別表2 令和6年度職業安定業務統計による地域指数

地域	地域 指数	地域	地域 指数	地域	地域 指数
大阪	108.4			兵庫	102.1
2701 大阪東計	108.9	2713 枚方計	107.0	2801 神戸計	103.1
2702 梅田計	110.0	2715 茨木計	108.0	2802 瀬計	107.1
2703 大阪西計	110.3	2716 河内長野計	103.7	2803 尼崎計	105.7
2704 阿倍野計	104.2	2718 門真計	106.4	2804 西宮計	105.8
2706 淀川計	107.7			2806 加古川計	101.3
2707 布施計	109.4			2807 伊丹計	103.1
2708 堺計	105.7			2808 明石計	101.8
2710 池田計	104.9			2810 西脇計	98.7
2712 藤井寺計	108.0			2820 西神計	100.7

別表3 対象従業員の基本給

(円)

	Cランク	Bランク	Aランク
	基本給	基本給	基本給
06事務的職業	1,142	1,450	1,706
034一般事務・秘書・受付の職業	1,088	1,382	1,625
03401一般事務員	1,082	1,374	1,617
12製造・修理・塗装・製図等の職業	1,151	1,462	1,720
072製品製造・加工処理工（食料品等）	1,103	1,401	1,648
07201パン・菓子製造工	1,110	1,410	1,658
07202食肉加工工	1,142	1,450	1,706
07203水産物加工工	1,071	1,360	1,600
07204保存食品・冷凍加工食品製造工	1,059	1,345	1,582
07205弁当・惣菜類製造工	1,139	1,447	1,702
07206他の食料品製造・加工処理工	1,086	1,379	1,622
07207飲料・たばこ製造工	1,102	1,400	1,646
074機械組立工	1,134	1,440	1,694
07401はん用・生産用・業務用機械器具組立工	1,171	1,487	1,749
07402電気機械組立工	1,107	1,406	1,654
07403電気通信機械器具組立工	1,084	1,377	1,619
07404電子応用機械器具組立工	1,134	1,440	1,694
07405民生用電子・電気機械器具組立工	1,067	1,355	1,594
07406半導体製品製造工	1,111	1,411	1,660
07407電球・電子管・電池製造工	1,115	1,416	1,666
07408電線製造工	1,038	1,318	1,551
07409電子機器部品組立工	1,059	1,345	1,582
07410他の電気機械器具組立工	1,135	1,441	1,696
07411自動車組立工	1,134	1,440	1,694
07412輸送用機械器具組立工（自動車を除く）	1,120	1,422	1,673
07413計量計測機器・光学機械器具組立工	1,097	1,393	1,639
076製品検査工（金属製品）	1,114	1,415	1,664
07601金属材料検査工	1,106	1,405	1,652
07602金属加工・溶接検査工	1,116	1,417	1,667
077製品検査工（食料品等）	1,113	1,414	1,663
07701食料品検査工	1,121	1,424	1,675
07702飲料・たばこ検査工	1,062	1,349	1,587
078製品検査工（金属製品・食料品等を除く）	1,089	1,383	1,627
07801化学製品検査工	1,170	1,486	1,748
07802窯業・土石製品検査工	1,164	1,478	1,739
07803紡織製品・衣服・繊維製品検査工	991	1,259	1,481
07804木製品・パルプ・紙製品検査工	1,053	1,337	1,573
07805印刷・製本検査工	1,065	1,353	1,591
07806ゴム・プラスチック製品検査工	1,041	1,322	1,555
07899その他の製品検査工（金属製品・食料品等を除く）	1,111	1,411	1,660
13配送・輸送・機械運転の職業	1,277	1,622	1,908
088その他の輸送の職業	1,189	1,510	1,776
08804フォークリフト運転作業員	1,191	1,513	1,779
08899他に分類されない輸送の職業	1,167	1,482	1,743
15運搬・清掃・包装・選別等の職業	1,158	1,471	1,730
095荷役・運搬作業員	1,179	1,497	1,761
09502陸上荷役・運搬作業員	1,233	1,566	1,842
09503倉庫作業員	1,172	1,488	1,751
09504梱包作業員	1,110	1,410	1,658
097包装作業員	1,056	1,341	1,578
09701製品包装作業員	1,056	1,341	1,578
09702ラベル・シール・タグ付け作業員	1,048	1,331	1,566

別表1-2 職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額

職種	地域調整	最低賃金を加味した場合	退職金上乗	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
03401一般事務員	大阪	108.4	5%	1,082	1,255	1,345	1,374	1,439	1,617	1,940
07204保存食品・冷凍加工食品製造工	兵庫	102.1	5%	1,059	1,228	1,316	1,345	1,408	1,582	1,899
07405民生用電子・電気機械器具組立工	大阪	108.4	5%	1,067	1,238	1,326	1,355	1,419	1,594	1,913
07409電子機器部品組立工	大阪	108.4	5%	1,059	1,228	1,316	1,345	1,408	1,582	1,899
07601金属材料検査工	大阪	108.4	5%	1,106	1,283	1,375	1,405	1,471	1,652	1,983
07602金属加工・溶接検査工	兵庫	102.1	5%	1,116	1,295	1,387	1,417	1,484	1,667	2,001
07804木製品・パルプ・紙製品検査工	大阪	108.4	5%	1,197	1,390	1,488	1,520	1,592	1,789	2,147
08804フォークリフト運転作業員	兵庫	102.1	5%	1,191	1,382	1,480	1,513	1,584	1,779	2,135
09504梱包作業員	大阪	108.4	5%	1,110	1,288	1,380	1,410	1,476	1,658	1,990
09701製品包装作業員	大阪	108.4	5%	1,056	1,225	1,313	1,341	1,404	1,578	1,893
09701製品包装作業員	兵庫	102.1	5%	1,056	1,225	1,313	1,341	1,404	1,578	1,893
09702ラベル・シール・タグ付け作業員	兵庫	102.1	5%	1,048	1,216	1,303	1,331	1,394	1,566	1,879
09702ラベル・シール・タグ付け作業員	大阪	108.4	5%	1,133	1,314	1,409	1,439	1,506	1,693	2,030
09702ラベル・シール・タグ付け作業員	兵庫	102.1	5%	1,052	1,079	1,251	1,341	1,370	1,434	1,612
09702ラベル・シール・タグ付け作業員	大阪	108.4	5%	1,052	1,079	1,251	1,341	1,370	1,434	1,612
09702ラベル・シール・タグ付け作業員	兵庫	102.1	5%	1,125	1,305	1,398	1,427	1,496	1,679	2,015

(別表1-2備考)

1 各年の数値は、基準値（0年）に賃金構造基本統計調査（産業計）から計算した能力・

経験調整指数を乗じて作成

0年 1年 2年 3年 5年 10年 20年

100 116 124.3 127 133 149.4 179.3

2 地域調整をした結果、当該地域の最低賃金額を下回った場合には、最低賃金額を基準値（0年）

の額とした上で、当該額に能力・経験調整指数を乗じることにより、一般基本給・賞与等の額

を算出する（1円未満の端数切り上げ）。

別表3-2 対象従業員の基本給

職種	地域	Cランク	Bランク	Aランク
		基本給	基本給	基本給
03401一般事務員	大阪	1,232	1,565	1,841
07204保存食品・冷凍加工食品製造工	兵庫	1,137	1,443	1,697
07405民生用電子・電気機械器具組立工	大阪	1,215	1,543	1,815
07409電子機器部品組立工	大阪	1,206	1,531	1,801
07601金属材料検査工	大阪	1,259	1,601	1,881
07602金属加工・溶接検査工	兵庫	1,197	1,520	1,789
07804木製品・パルプ・紙製品検査工	大阪	1,200	1,523	1,792
08804フォークリフト運転作業員	兵庫	1,278	1,623	1,908
09504梱包作業員	大阪	1,265	1,606	1,888
09701製品包装作業員	大阪	1,203	1,527	1,797
09701製品包装作業員	兵庫	1,133	1,439	1,693
09702ラベル・シール・タグ付け作業員	兵庫	1,125	1,427	1,679